

○ 国通知の趣旨

□ 地域の感染状況に応じて診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている等の場合、自治体（都道府県又は保健所設置市）の判断で次の対応を行うことが可能

- ①発熱等の症状がある場合でも、重症化リスクが低いと考えられる方については、医療機関の受診前に、抗原定性検査キット等で自ら検査していただいた上で受診（※）することを呼びかけ
- ②地域の診療・検査医療機関以外の医療機関の協力も得て、電話診療・オンライン診療の遠隔診療を積極的に活用
- ③同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断

※ 医師の判断で受診時に再度の検査不要
重症化リスクが高い方は従来どおり

外来診療前検査キット配付事業への協力依頼

令和4年1月31日

○ 全ての医療機関の皆様へ

- 症状のある方が、診療・検査医療機関への受診に繋がるまでの間、自ら検査をすることができるよう、**抗原定性検査キットの配付に御協力ください。**(※1)
- 検査キットの**配付1本につき、4,440円(※2)の手数料**をお支払いします。

※1 配付に要する抗原定性検査キットは、各医療機関で必要数をご用意ください。道では、抗原定性検査キットが、医療機関に安定的に供給されるよう、厚生労働省及び医薬品卸売業協会に協力を求めています。

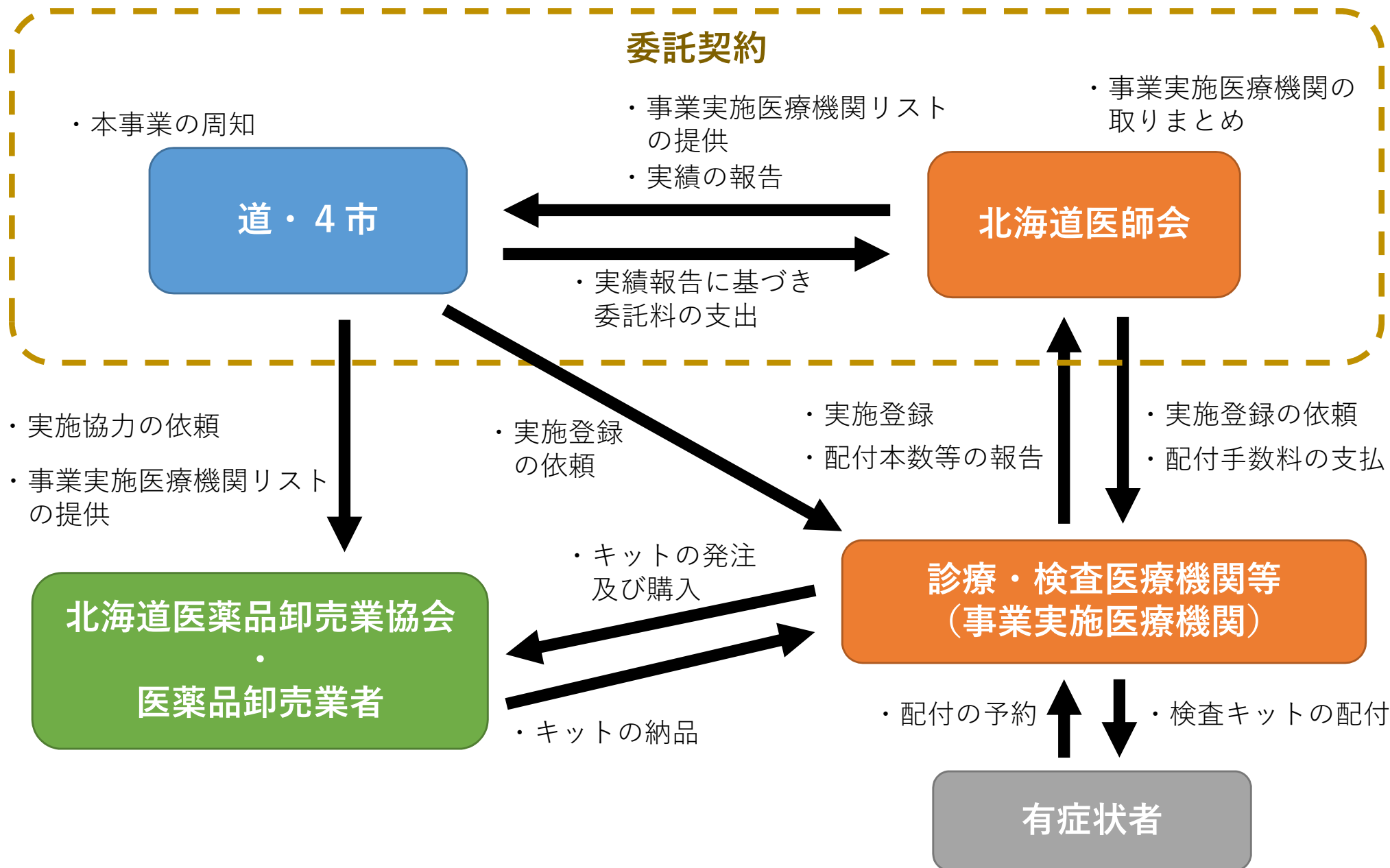
※2 本事業は、北海道医師会の全面的な御協力の下、道及び保健所設置市が委託して行うものですので、手数料は、北海道医師会から支払われます。また、この検査は、行政検査となります。



○ 診療・検査医療機関以外の医療機関の皆様へ

- 電話診療やオンライン診療といった遠隔診療などへの御協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に係る外来診療前検査キット配付事業スキーム図



外来診療前検査キット配付事業スケジュール(予定)

日 程	道医師会	医療機関	道・保健所設置市
2月3日(木)			医療機関に照会
2月4日(金)		希望医療機関は道医に回答	
2月5日(土)			
2月6日(日)			
2月7日(月)			
2月8日(火)	実施医療機関の取りまとめ		医療機関リストを医薬品 卸売業協会に提供
2月9日(水)	※ 追加の医療機関は、随 時受け付け、道と共有		
2月10日(木)			(事業実施の周知)
2月11日(金)			実施医療機関のHP搭載等
2月12日(土)			
2月13日(日)			
2月14日(月)		実施可能な医療機関から 順次、事業開始	